

新施設ってなあに？

～安全で安心な一般廃棄物処理施設と火葬場施設です～

★基本理念★

- ★ 環境保全に配慮した安心な施設
- ★ 安全で安定的な稼働ができる施設
- ★ 循環型社会形成に貢献できる施設
- ★ 省資源で省エネルギー、経済性に配慮した施設
- ★ すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設
- ★ 人生の終焉の場にふさわしい施設





Q1 どんな施設ができるの？

A1 センターが木尾町地先に建設を予定している施設は、以下の4施設です

☆新施設の概要

○斎場	設置炉数：8炉（＋予備空間1炉）	稼働予定	2021年4月
○汚泥再生処理センター	処理能力：40k l /日	稼働予定	2025年4月
○焼却施設	処理能力：143 t /日	稼働予定	2029年4月
○リサイクル施設	処理能力：34 t /日	稼働予定	2029年4月

※埋立処分場は既に米原市番場に建設済みであり、今回の計画には入っていません。

Q2 なぜ候補地に木尾町が選ばれたの？

A2 木尾町を含めて4つの自治会からセンター用地公募に応募がありました。4つの応募地について、センターの附属機関である候補地選定委員会において、各候補地の選定評価を行いました。選定委員会での選定経過として、安心安全の確保、環境保全への配慮、事業の経済性、用地取得の実現性などの様々な視点により評価され、木尾町が最高点となりました。

その選定委員会による選定評価結果を踏まえ、最終的に長浜市長、米原市長およびセンター管理者との協議により、木尾町が選定されました。

Q3 焼却施設等から出る排ガスによって、周辺環境に影響がないのかな？

A3 焼却施設といえば、ダイオキシンのことをまず思い浮かべられるかと思います。ダイオキシン類はわずかですが空気中にもあります。施設がなくてもゼロではありません。自動車の排ガスにもタバコの煙にも含まれているといわれており、日常、人はわずかですが呼吸によって摂取しています。また、私たち人間は食べ物（肉、魚等）からも摂取していることから、ゼロということはありません。

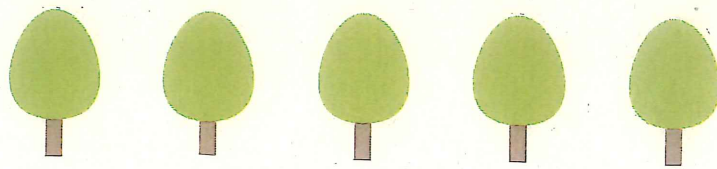
ダイオキシン類に関する法律には、ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン類による環境の汚染を防止することにより国民の健康の保護を図ることを目的として制定された法律）の中で焼却施設から排出される排ガスについて、規制値が定められています。その定められた数値に適合する施設を設計、建設するよう義務づけられています。

センターが計画している焼却施設の規模での法規制値は、排ガス1立方メートルあたり1ng（ナノグラム）^{※1}という濃度になります。ngという単位は極微量の数値です。

さらにセンターでは現焼却施設（クリスタルプラザ）において、その法規制値をさらに下回る数値を地元との協定に基づく協定値として設定し、施設稼働をしている状況です。

^{※1}1ng（ナノグラム）とは、10億分の1グラムという単位です。水一杯に満たした東京ドーム（120万立方メートル）に対するスプーン約ひとさじ分の濃度が1ngです。





Q4 ダイオキシン類の排出量が基準値以内でも田んぼや畑、また、身体に悪影響がでないの？

A4 人が一生涯摂取し続けても健康に影響がない基準値は、法令で定められています。現焼却施設の稼働による排ガス測定結果は、法令基準値をはるかに下回っており、健康に影響はありません。新施設の稼働においても焼却施設周辺の田んぼや畑、そしてお住いの方への影響はありませんので、安心してください。

Q5 施設から汚水等が河川へ流れ出るのでは？

A5 施設の排水について、現焼却施設において施設内で発生した汚水については、焼却炉内で利用することにより排水（汚水）を一切施設外へ出さないようにしています。新しく建設する焼却施設も排水は場内処理を実施します。

また、焼却施設だけでなく汚泥再生処理センター（し尿処理施設）から出る処理水については、下水道放流する計画となっています。こういったことから今回の一極集中での整備において、全ての施設から処理水等が河川に流れることはありません。雨水のみが雨水側溝を通して流れるだけです。

Q6 環境影響調査は行われるの？また、いつからされるの？



A6 最初に建設する予定の斎場については、環境影響調査の実施を義務づけられていませんが、交通量調査等自主的に環境影響調査を今年度（平成29年度）から平成31年（2019年）2月までの間、実施する予定です。

汚泥再生処理センター及び焼却施設は、法令等で影響調査が義務付けられており、平成31年度（2019年）から実施する予定です。環境影響調査は4年の期間を要します。

汚泥再生処理センター及び焼却施設の環境影響調査では、住民の皆さんの意見等を伺います。

なお、調査の対象範囲については、今後滋賀県等と協議のうえ決定しますが、環境影響調査実施前や実施後、施設建設後の調査結果等も公表（情報提供）していきます。





Q7 風評被害に対する対策はどうするの？

A7 風評被害対策としては、焼却施設等への誤った先入観を払拭するしかないと思っています。先入観の払拭にはこのチラシの内容などや各施設における測定値を、ホームページ等を通じて情報発信していくことで安全な施設であるという理解や認識について周知を続けていきたいと思っています。

Q8 施設ができることで交通量が増えても、交通安全対策は大丈夫？

A8 ごみ収集車等への安全運転及び搬入ルートに関する指導は徹底しており、現状では施設周辺における事故は起こっておりません。

現在、焼却施設や粗大ごみ破碎施設等への搬入台数は1日平均350台です。全施設が木尾町地先で稼働すると、その台数が国道365号線、県道を通ることとなります。これらの搬入道路はともに大きな道路（幹線道路）であり、この想定台数を基に長浜警察署（公安委員会）や、滋賀県と協議を進めておりますが、現状の計画交通量から考えると、特別な措置を講じる必要性は考えられないとの意見はいただいています。

しかし、再度交通量調査等を行い、その調査結果を踏まえて引き続き安全対策についての協議を進めてまいります。

Q9 センターの新施設整備の計画や建設候補地の公募、候補地が木尾町に決定したことなどをホームページや新聞等で広報されていたようだけど、まだまだ知らない人もいると思う。今後どう周知していくつもりなの？

A9 センターが用地の公募をしていることを知っていただくため、長浜・米原市の広報への掲載や新聞報道、そして自治会長宛に公募要項を発送しました。また、公募を行っていることを一般住民の方に伝えるため別途、公募チラシを全自治会に組回覧をさせていただきました。候補地の決定については、新聞報道を通じて広くお知らせさせていただいております。

今後も、折に触れてセンターホームページのみならず長浜・米原市及び湖北広域だよりを通じて、できる限りの情報発信をさせていただきます。

また、ご依頼いただければセンター職員が出向いて出前講座を開催致しますので、どうぞお問い合わせください。

これからも施設の稼働においては
安心・安全な運営を信念とし職員一丸と
なって取り組んでいきます。



発行元：長浜市八幡中山町200番地

湖北広域行政事務センター

施設整備課

電話 0749 (62) 7146

